



# 宮 崎 県 公 報

平成20年 8 月 7 日 (木曜日) 第 2005 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更…………… ( “ ) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…………… ( “ ) 1
- 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… ( “ ) 1
- 生活保護法に基づく介護機関 (介護老人福祉施設) の指定…………… ( “ ) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事

- 業所) の所在地の変更 (4 件) …………… (国保・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の所在地の変更…………… ( “ ) 3

### 公 告

- 採石業務管理者試験の実施…………… (工業支援課) 3
- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (8 件) … (商業支援課) 3
- 宮崎県労働委員会補欠委員の推薦手続…………… (労働政策課) 8
- 土地改良区の解散…………… (農村整備課) 10
- 土地改良区の清算人の就任の届出…………… ( “ ) 10
- 入札公告 (3 件) ……………10

### 公安委員会公告

- 警備員等の検定の実施について (2 件) ……………15

## 告 示

### 宮崎県告示第 613号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年 8 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指定年月日
出北眼科	宮崎県延岡市出北 6 丁目1658番地 1	平成20年 7 月 8 日
白坂内科医院	宮崎県延岡市大門町 1 81番地 1	平成20年 6 月 1 日
ハラダ調剤薬局 西出北店	宮崎県延岡市出北 6 丁目1665- 1	平成20年 7 月 1 日
ハロー薬局 高原店	宮崎県西諸県郡高原町西麓 432- 1	平成20年 7 月 1 日

### 宮崎県告示第 614号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年 8 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
たにはた整形外科	宮崎県児湯郡新富町大字上富田7760番地

### 2 届出事項

指定医療機関の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県児湯郡新富町大字上富田7760番地	宮崎県児湯郡新富町富田 3 丁目51番地	平成20年 6 月21日

### 宮崎県告示第 615号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年 8 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	廃止年月日
白坂内科医院	宮崎県延岡市大門町 1 88番地	平成20年 5 月31日

### 宮崎県告示第 616号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年 8 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社団法人八日会	宮崎県北諸 県郡三股町 大字長田12 70番地	社団法人八 日会大悟病 院	宮崎県北諸 県郡三股町 大字長田12 70番地	平成20年 6月1日
医療法人友愛会	宮崎県西諸 県郡野尻町 大字東麓11 70	医療法人友 愛会野尻中 央病院 訪 問看護ステ ーション夢 の杜	宮崎県西諸 県郡野尻町 大字東麓11 70	平成20年 4月1日
有限会社コウセイ	宮崎県南那 珂郡北郷町 大字大藤乙 402番地 1	デイサービ ス コウセ イ	宮崎県南那 珂郡北郷町 大字大藤乙 402番地 1	平成20年 4月1日
株式会社和	宮崎県西諸 県郡野尻町 大字東麓10 89番地 1	ヘルパース テーション やわらぎ	宮崎県西諸 県郡野尻町 大字東麓10 85番地 2	平成20年 7月1日
特定非営利 活動法人夢 くらぶ	宮崎県東白 杵郡門川町 加草5丁目 52番地	夢くらぶデ イサービス	宮崎県東白 杵郡門川町 加草1629番 地	平成20年 7月11日

**宮崎県告示第 617号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関（介護老人福祉施設）を次のとおり指定した。

平成20年 8 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホーム平寿園	宮崎県東白杵郡椎葉村 大字下福良1829-2	平成20年 4 月 1 日

**宮崎県告示第 618号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年 8 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
セントケ ア宮崎株 式会社	宮崎県宮崎市祇園 3丁目 190番地	セントケ ア訪問看 護ステー ション延 岡	宮崎県延岡市伊形 町5216番地13

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県延岡市伊形町5216 番地13	宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁 目11番24号	平成20年 6月1日

**宮崎県告示第 619号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年 8 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
セントケ ア宮崎株 式会社	宮崎県宮崎市祇園 3丁目 190番地	セントケ ア延岡	宮崎県延岡市永池 町2丁目1番1号 高野ビル

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県延岡市永池町2丁 目1番1号 高野ビル	宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁 目11番24号	平成20年 6月1日

**宮崎県告示第 620号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年 8 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
特定非営利活動法人ひむか福祉サービス	宮崎県東臼杵郡門川町加草2丁目25番地	デイサービスひむか	宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末字城屋敷3815番地1

## 2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末字城屋敷3815番地1	宮崎県東臼杵郡門川町加草2丁目25番地	平成20年6月1日

## 宮崎県告示第 621号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年8月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
特定非営利活動法人ひむか福祉サービス	宮崎県東臼杵郡門川町加草2丁目25番地	訪問介護事業所ひむか	宮崎県東臼杵郡門川町平城西2番地2号

## 2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県東臼杵郡門川町平城西2番地2号	宮崎県東臼杵郡門川町加草2丁目25番地	平成20年6月10日

## 宮崎県告示第 622号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年8月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
特定非営利活動法人ひむか福祉サービス	宮崎県東臼杵郡門川町加草2丁目25番地	居宅介護支援事業所ひむか福祉サービス	宮崎県東臼杵郡門川町平城西2番地2号

## 2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県東臼杵郡門川町平城西2番地2号	宮崎県東臼杵郡門川町加草2丁目25番地	平成20年6月10日

## 公 告

採石法（昭和25年法律第 291号）第32条の13第1項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成20年8月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 試験の日時  
平成20年10月10日（金曜日）午前10時から正午まで
- 試験の場所  
宮崎市橋通東2丁目10番1号  
宮崎県庁7号館 744号室
- 受験願書の受付期間  
平成20年9月1日（月曜日）から9月19日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。なお、郵送の場合、9月19日の消印のあるものまで有効とする。）
- 受験願書の提出先  
宮崎市橋通東2丁目10番1号  
宮崎県商工観光労働部工業支援課
- 手数料  
8,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- その他  
(1) 受験願書は、宮崎県商工観光労働部工業支援課において配布する。  
なお、郵送を希望する場合は、返信用封筒（21センチ5ミリ×30センチ以上）に切手をはり、あて先明記の上、請求すること。  
また、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。  
(2) 詳細については、宮崎県商工観光労働部工業支援課（電話0985（26）7095）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日

から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年8月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ宮崎駅東店  
宮崎市大和町9番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
中村ビル株式会社 代表取締役 中村和子  
宮崎市大和町26番地
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄  
福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番21号  
(変更後) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄  
福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番21号
- 4 変更の年月日  
平成20年5月10日
- 5 変更する理由  
小売業者の代表者交替のため
- 6 届出年月日  
平成20年7月24日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
平成20年8月7日から平成20年12月8日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課
  - (2) 期間  
平成20年8月7日から平成20年12月8日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年8月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フェスティバルマート学園木花台

宮崎市学園木花台西1丁目3番1

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
植松石油商事株式会社 代表取締役 植松孝一  
宮崎市橋通西4丁目2番30号

- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄

福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番21号

株式会社キャンドゥ 代表取締役 城戸博司

東京都板橋区板橋3丁目9番7号

(変更後) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄

福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番21号

株式会社キャンドゥ 代表取締役 城戸博司

東京都板橋区板橋3丁目9番7号

- 4 変更の年月日  
平成20年5月10日
- 5 変更する理由  
小売業者の代表者交替のため
- 6 届出年月日  
平成20年7月24日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
平成20年8月7日から平成20年12月8日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課
  - (2) 期間  
平成20年8月7日から平成20年12月8日まで

- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年8月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ岡富店  
延岡市中川原町2丁目4920番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章  
福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史  
(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄

福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番21号  
スナップス販売株式会社 代表取締役 本田進  
千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地

ニチデン商事株式会社 代表取締役 本坊典吉  
鹿児島県鹿児島市城西3丁目8番15号

(変更後) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄

福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番21号  
スナップス販売株式会社 代表取締役 成岡富士夫

千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地  
ニチデン商事株式会社 代表取締役 本坊典吉

鹿児島県鹿児島市城西3丁目8番15号

4 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成20年5月9日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成20年5月10日

5 変更する理由

建物設置者及び小売業者の代表者交替のため

6 届出年月日

平成20年7月24日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成20年8月7日から平成20年12月8日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成20年8月7日から平成20年12月8日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年8月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ南延岡店・ダイソー南延岡店  
延岡市構口町2丁目204番地1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

オリックス不動産株式会社 代表取締役 西名弘明  
東京都港区浜松町2丁目4番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄

福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番21号  
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈  
広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号

(変更後) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄

福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番21号  
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈  
広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号

4 変更の年月日

平成20年5月10日

5 変更する理由

小売業者の代表者交替のため

6 届出年月日

平成20年7月24日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成20年8月7日から平成20年12月8日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成20年8月7日から平成20年12月8日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規



定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年 8 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
くらし館綾店  
東諸県郡綾町大字南俣字郷鳴 180
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
三井リース事業株式会社 代表取締役 宮崎幹士  
東京都中央区八丁堀 2 丁目10番 9 号
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄  
福岡県福岡市博多区博多駅東 3 丁目13番21号  
(変更後) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城 政雄  
福岡県福岡市博多区博多駅東 3 丁目13番21号
- 4 変更の年月日  
平成20年 5 月10日
- 5 変更する理由  
小売業者の代表者交替のため
- 6 届出年月日  
平成20年 7 月24日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
平成20年 8 月 7 日から平成20年12月 8 日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課
  - (2) 期間  
平成20年 8 月 7 日から平成20年12月 8 日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年 8 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
くらし館都北店  
都城市都北町5980番地 外 9 筆
  - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
有限会社サン・ライズ 代表取締役 園田道雄  
都城市上川東 2 丁目 7 号15番地
  - 3 変更した事項
    - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄  
福岡県福岡市博多区博多駅東 3 丁目13番21号  
(変更後) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城 政雄  
福岡県福岡市博多区博多駅東 3 丁目13番21号
  - 4 変更の年月日  
平成20年 5 月10日
  - 5 変更する理由  
小売業者の代表者交替のため
  - 6 届出年月日  
平成20年 7 月24日
  - 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
    - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
    - (2) 期間  
平成20年 8 月 7 日から平成20年12月 8 日まで
  - 8 意見書の提出先及び期間
    - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課
    - (2) 期間  
平成20年 8 月 7 日から平成20年12月 8 日まで
  - 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。
- なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。
- 平成20年 8 月 7 日
- 宮崎県知事 東国原 英 夫
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
くらし館田野店  
宮崎市田野町字西ノ原2956- 3 外 2 筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社暮らしの館 代表取締役 前田武徳  
熊本県熊本市本荘 3 丁目 3 番 3 号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 宮崎県田野町字西ノ原2956-3 外2筆  
(変更後) 宮崎市田野町字西ノ原2956-3 外2筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄  
福岡県福岡市博多区博多駅東 3 丁目13番21号  
(変更後) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄  
福岡県福岡市博多区博多駅東 3 丁目13番21号

4 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の所在地

平成18年 1 月 1 日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成20年 5 月10日

5 変更する理由

(1) 大規模小売店舗の所在地

市町村合併に伴う住所変更のため

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者の代表者交替のため

6 届出年月日

平成20年 7 月24日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成20年 8 月 7 日から平成20年12月 8 日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成20年 8 月 7 日から平成20年12月 8 日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日

から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年 8 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

馬鹿正直 ながの屋 大塚店  
宮崎市大塚台西 1 丁目 1 の17番地 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 南栄工業株式会社 代表取締役 石神栄志  
都城市都北町5025

(変更後) 南栄工業株式会社 代表取締役 石神憲一  
都城市都北町5025番地

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) サンパーク大塚  
宮崎市大塚台西 1 丁目 1 の17番地 外

(変更後) 馬鹿正直 ながの屋 大塚店  
宮崎市大塚台西 1 丁目 1 の17番地 外

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 南栄工業株式会社 代表取締役 石神栄志  
都城市都北町5025

(変更後) 株式会社永野 代表取締役 永野雄造  
宮崎市佐土原町下田島9992-3

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 8 時30分  
閉店時刻 午後 7 時00分

(変更後) 開店時刻 午前 8 時30分  
閉店時刻 午後10時00分

3 変更する年月日

平成20年 7 月29日

4 上記2の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,195㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地西側 74台

② 駐輪場の位置及び収容台数

建物西側 20台

③ 荷さばき施設の位置及び面積

建物北側 (No.1) 26㎡、

建物北側 (No.2) 26㎡

合計 52㎡

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物東側 (No.1) 4㎡、

建物東側 (No.2) 6㎡、

建物東側 (No.3) 5㎡

合計 15㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 来客が駐車場を利用することができる時間帯

建物敷地西側駐車場 午前 8 時00分～午後11時30分

② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

<p>建物敷地南側 1 箇所、建物敷地東側 1 箇所、合計 2 箇所</p> <p>③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 7 時00分～午後 6 時00分</p> <p>5 届出年月日 平成20年 7 月28日</p> <p>6 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、 宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県 税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事 務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成20年 8 月 7 日から平成20年12月 8 日まで</p> <p>7 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課</p> <p>(2) 期間 平成20年 8 月 7 日から平成20年12月 8 日まで</p> <p>8 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地 域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売 店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>第37期宮崎県労働委員会労働者委員（吉田幸太郎）から辞意の表 明があったため、労働組合法（昭和24年法律第 174号）第19条の12 第 3 項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第 231号）第21条第 1 項の規定により補欠の労働者委員を任命するので、委員の候補者を 推薦しようとする労働組合は、次により推薦してください。</p> <p>平成20年 8 月 7 日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 任命する補欠委員の数 労働者委員 1人</p> <p>2 推薦できるものの資格 労働者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区 域内のみ組織を有し、かつ、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の宮崎県労働委員会の資格認証を得た労働 組合であること。</p> <p>3 推薦される候補者の資格等 労働組合法第19条の12第 6 項で準用する同法第19条の 4 第 1 項 の規定に該当しないこと。</p> <p>なお、国家公務員法（昭和22年法律第 120号）第 104条、地方 公務員法（昭和25年法律第 261号）第38条、国会法（昭和22年法 律第79号）第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（ 昭和31年法律第 162号）第 6 条等の法令により兼職の制限又は禁 止の規定のあることに注意すること。</p> <p>4 推薦する委員の候補者数 候補者の数は、制限しない。</p> <p>5 推薦期間 平成20年 8 月 7 日（木曜日）から平成20年 8 月25日（月曜日） まで</p> <p>6 推薦の方法 推薦書（別記様式）に所定事項を記載し、宮崎県商工観光労働 部労働政策課、宮崎県日南県税・総務事務所、宮崎県都城県税・</p>	<p>総務事務所又は宮崎県延岡県税・総務事務所に提出すること。</p>
---	-------------------------------------



別記様式

## 推 薦 書

年 月 日

宮崎県知事 東国原 英 夫 殿

所在地

団体名

代表者氏名

㊞

第37期宮崎県労働委員会の補欠委員（労働者委員）の候補者として、次の者を推薦します。

(ふりがな) 氏 名	年 齢	所 属 団 体 名 及 び そ の 地 位	備 考

(注)

- 1 委員候補者1人につき、履歴書1通を添付すること。  
なお、労働者委員の候補者の履歴事項には、労働組合歴及び一般職歴を記載すること。
- 2 労働組合が推薦団体の場合には、宮崎県労働委員会の資格証明書  
の写しを添付すること。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第67条第 1 項第 1 号の規定により、坪谷川土地改良区(日向市)が解散した。

平成20年 8 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第68条第 2 項において準用する同法第18条第16項の規定により、坪谷川土地改良区(日向市)の清算人の就任について次のとおり届出があった。

平成20年 8 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した清算人

氏 名	住 所
山 口 一 好	日向市東郷町山陰戊 554
寺 原 治 幸	日向市東郷町山陰丁1209-14
水 野 藤 雄	日向市東郷町下三ケ 205-3
竹 本 義 則	日向市東郷町坪谷1332
橋 口 幸 一	日向市東郷町山陰丁 486
甲 斐 民一郎	日向市東郷町山陰戊66
寺 原 正	日向市東郷町坪谷 424-2

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年 8 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 宮崎県土木積算システムサーバ機器一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による
- (3) 納入期限 平成20年11月30日
- (4) 契約期間 平成20年12月 1 日から平成25年11月30日まで(60 月)
- (5) 納入場所 入札説明書及び仕様書による
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃貸借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約

であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成20年宮崎県告示第 233号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者においては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成20年 8 月29日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県県土整備部技術企画課技術基準担当  
〒 880-8501 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号  
電話番号 0985 (26) 7178

(2) 期間 平成20年 8 月 7 日から平成20年 9 月17日まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県県土整備部技術企画課技術基準担当

(2) 期間 平成20年 8 月 7 日から平成20年 8 月29日まで  
(土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については平成20年 8 月22日午後 5 時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあっては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県県土整備部技術企画課技術基準担当

(2) 提出期限 平成20年 9 月17日午後 5 時00分

(3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。

## 8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 1号館 6階 161号室内  
 (2) 日時 平成20年9月18日午後2時

## 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

## 10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

## 11 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

## 12 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県県土整備部技術企画課技術基準担当

〒 880-8501 宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

電話番号 0985 (26) 7178

## 13 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。  
 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

## 15 Summary

- (1) Product & Quantity: Server machinery for civil engineering integration system; 1 set  
 (2) Proposal Deadline: September 17, 2008 by 5:00 p.m.  
 (3) Department in Charge: Technical Standards Supervisor of the Engineering Planning Division; Prefectural Land Development Department; Miyazaki Prefectural Government;  
 Tachibana-dori Higashi 2-10-1, Miyazaki City, 880-8501, Japan;  
 TEL: 0985-26-7178

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年8月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 運転免許台帳ファイリングシステム一式  
 (2) 借入物品の特質等 仕様書による  
 (3) 契約期間 平成21年1月1日から平成25年12月31日まで  
 (4) 納入場所 仕様書による  
 (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。  
 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。  
 ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合  
 イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成20年宮崎県告示第233号に規定する資格を有する者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからエまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509

電話番号0985 (31) 0110

イ 提出期限 平成20年9月9日（火）午後5時

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵便にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。

## 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

- (2) 期間 平成20年8月7日から平成20年9月16日まで（土曜日及び日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

## 5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

- (2) 期間 平成20年8月7日から平成20年9月9日まで（土曜日、日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

## 6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1階 102会議室

- (2) 日時 平成20年8月22日（金）午後1時

## 7 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1階 102会議室

- (2) 日時 平成20年9月17日（水）午後1時

## 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

## 9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

## 10 落札者の決定の方法

- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局  
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
  - 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 13 その他
    - (1) この競争入札による調達、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
    - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
    - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
  - 14 Summary
    - (1) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Lease Contract of IC Drivers Licence Filing System, 1set
    - (2) Time limit for tender: 1:00 p.m. 17 Sep, 2008
    - (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

**入札公告**

宮崎県警察捜査情報統合管理システム一式の調達に係る総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。  
平成20年8月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 調達物品及び数量 宮崎県警察捜査情報統合管理システム一式
  - (2) 調達物品の特質等 仕様書による
  - (3) 契約期間 平成21年1月1日から平成25年12月31日まで
  - (4) 納入場所 仕様書による
  - (5) 入札方法 (1)の調達物品について、総合評価一般競争入札を行うので、総合評価のための提案書（以下「提案書」という。）及び入札書を指定した期日に提出すること。必要書類の種類及び部数については、入札説明書による。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
  - (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
    - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
    - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格  
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 平成20年宮崎県告示第233号に規定する資格を有する者で、業種が「サービス（役務の提供）に関する業種」のうち、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）若しくはその他であること。
  - (3) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（平成19年宮崎県告示第341号）第9条に規定する指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事更生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、宮崎県の一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加に係る随時の審査に基づく認定を受けている者であること。
  - (6) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
  - (7) 過去において、当該業務に類似する業務を国又は地方公共団体から受注した実績があること。
  - (8) 調達物品の設置場所において、当該物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が確立されていること。
- 4 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
  - (2) 期間 平成20年8月7日から平成20年8月20日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 5 入札説明会の場所及び日時
  - (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室
  - (2) 日時 平成20年8月20日（水）午後1時
- 6 入札参加資格の審査  
入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格確認申請書に入札説明書に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。
  - (1) 入札参加資格確認申請書及び同申請書に添付する資料の提出場所、提出期間及び提出方法
    - ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
    - イ 提出期間 平成20年8月20日から平成20年9月3日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
    - ウ 提出方法 持参又は郵送（郵便にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 資格審査結果の通知 資格審査の結果は、平成20年9月10日（水）までに通知する。



(3) その他 資格審査を受けるために書類を提出した者(以下「提出者」という。)は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。また、提出された書類は返却しない。

#### 7 入札書及び提案書の提出場所、提出日時及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県警察本部 1 階 102会議室
- (2) 提出日時 平成20年 9 月17日(水) 午後 2 時
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。なお、郵送する場合には、平成20年 9 月16日(火) 午後 5 時必着とする。

#### 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第 2 号)第 100条の規定による。

#### 9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

#### 10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、予定価格に 105分の 100を乗じて得た額の範囲内の価格をもって入札した者であって、入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が宮崎県にとって最も有利な者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が宮崎県にとって次に有利な申込みをした者を落札者とする。
- (2) 提出された提案書は、別表の総合評価落札決定基準に示す各項目の加点の上限の範囲内で、提案内容の評価に応じて加点(以下「評価点」という。)を与えるものとする。
- (3) 入札価格については、次の式により換算し、入札価格に対する点数(以下「価格点」という。)を与えるものとする。  

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札金額} \times 1.05 / \text{予定価格}) \times 100$$
- (4) 評価点及び価格点の合計点数(以下「評価数値」という。)が最も高いものを落札予定者とする。
- (5) 評価数値が同点の場合は、価格点の高い者を落札予定者とする。また、評価数値が同点で、かつ、評価点及び価格点のいずれも同点の場合は、くじ引きとする。
- (6) 落札者については、入札日以降に実施する総合評価一般競争入札審査委員会において、学識経験者の意見聴取を行った上で決定するものとする。

#### 11 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

#### 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lease Contract Miyazaki Prefectural Police Information Management System of Investigation, Iset
- (2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 17 Sep, 2008
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110

別表

総合評価落札者決定基準

評 価 内 容	①一次審査(提案書)		②二次審査(プレゼンテーション)		配点 合計	評価点合計 ①+②
	配点	評価点	配点	評価点		
1 信頼性 会社の財務状況 同種システムの開発実績	10				10	
2 提案力 ソフトウェア等の機能 システムのリカバリー対策 システムのセキュリティ対策	10				10	
3 開発力 開発体制・手法 スケジュール 導入教育	10				10	
4 運用 通常時の運用体制 障害時の対応手順	10		10		20	
5 保守 夜間・休日の保守体制 通常メンテナンス体制 トラブル時対応体制・拠点 他システムとの連携	10		10		20	
6 機能 事件管理 証拠品管理 少年事件管理 捜査書類 犯罪統計 犯罪手口 クロス統計 検索機能	10		10		20	
	5		5		10	
	10		10		20	
	5		10		15	
5		10		15		
5		10		15		
5		10		15		
熱意・誠意・質疑対応			10		10	
一次審査・二次審査・合計		100	0	100	0	200
コスト	トータルコスト(価格点)				100	

総合計	300	0
-----	-----	---

## 公安委員会公告

## 宮崎県公安委員会公告第17号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成20年8月7日

宮崎県公安委員会委員長 田代知代

## 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
貴重品運搬警備	1級	平成20年11月13日午前9時30分から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

## 2 実施場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

## 3 定員

30人(鹿児島県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

## 4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当する者
- (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

## 5 検定申請手続

## (1) 受付期間、時間

平成20年9月29日(月)から10月10日(金)まで(土、日曜を除く。)の午前9時から午後5時まで

## (2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)

## (3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 貴重品運搬警備2級検定合格証明書の写し及び貴重品運搬警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(検定規則第8条第1号に規定する者)

カ 1級検定受験資格認定書(検定規則第8条第2号に規定す

る者に限る。)

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

## 6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

## (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験の内容

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

(4) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用する。

## 宮崎県公安委員会公告第18号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成20年8月7日

宮崎県公安委員会委員長 田代知代

## 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
貴重品運搬	2級	平成20年11月12日午前9時30分から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

## 2 実施場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地1

<p>宮崎県建設技術センター</p> <p>3 定員 15人</p> <p>4 受検資格 宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員</p> <p>5 検定申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成20年9月29日(月)から10月10日(金)まで(土、日曜を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 検定申請書等提出先 受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)</p> <p>(3) 提出書類 ア 検定申請書 1通 イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。) ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。) エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状</p> <p>6 手数料 検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。 納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。</p> <p>7 検定の方法等 学科試験及び実技試験により行う。 なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。 また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。</p> <p>(1) 学科試験の内容 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験の内容 ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。</p> <p>(2) 受検に際しては、筆記用具、ひも付き警笛、雨着(雨天時のみ)を持参すること。</p> <p>(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。</p> <p>(4) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のた</p>	<p>めに必要な範囲でのみ利用する。</p>
--	------------------------